

令和4年3月2日

令和4年第1回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料

(令和4年2月25日付託分)

附属資料

健康医療局

目 次

ページ

1	神奈川県立衛生看護専門学校条例 新旧対照表	1
2	国民健康保険法施行条例 新旧対照表	2
3	旅館業法施行条例 新旧対照表	3
4	公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例 新旧対照表	9
5	地方独立行政法人神奈川県立病院機構第三期中期計画 新旧対照表	13

1 神奈川県立衛生看護専門学校条例（昭和53年神奈川県条例第35号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第2条 (略) (学科)</p> <p>第3条 学校に、助産師学科及び看護学科を置く。</p> <p>(修業年限)</p> <p>第4条 学校の修業年限は、次のとおりとする。 (1) 助産師学科 1年 (2) <u>看護学科</u> 3年 (削除)</p> <p>(入学資格)</p> <p>第5条 学校に入学することができる者の資格は、 助産師学科及び看護学科ごとに規則で定める。</p> <p>第6条～第9条 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略) (学科)</p> <p>第3条 学校に、助産師学科、<u>第一看護学科及び第二看護学科</u>を置く。</p> <p>(修業年限)</p> <p>第4条 学校の修業年限は、次のとおりとする。 (1) 助産師学科 1年 (2) <u>第一看護学科</u> 3年 (3) <u>第二看護学科</u> 2年</p> <p>(入学資格)</p> <p>第5条 学校に入学することができる者の資格は、 助産師学科、<u>第一看護学科及び第二看護学科</u>ごとに規則で定める。</p> <p>第6条～第9条 (略)</p>

2 国民健康保険法施行条例（平成29年神奈川県条例第66号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第21条（略） （処分）</p> <p>第22条 基金は、法第81条の2第1項第1号に規定する資金の貸付け、同項第2号に規定する資金の交付並びに同条第2項及び第4項の規定により神奈川県国民健康保険事業会計への繰入れを行う場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>第23条（略） （財政安定化基金拠出金の徴収）</p> <p>第24条 各年度において知事が法第81条の2第5項に基づき市町村に対して納付を求める拠出金は、当該拠出金に係る交付金の交付を受けた市町村が負担するものとする。</p> <p>第25条（略） 附 則 1～3（略）</p> <p>4 基金は、令和6年3月31日までの間、市町村に対する持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の円滑な施行のために必要な資金の交付に必要な費用に充てるため、第22条の規定にかかわらず、政令附則第21条に規定するところにより、これを処分することができる。</p>	<p>第1条～第21条（略） （処分）</p> <p>第22条 基金は、法第81条の2第1項第1号に規定する資金の貸付け、同項第2号に規定する資金の交付及び同条第2項の規定により神奈川県国民健康保険事業会計への繰入れを行う場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>第23条（略） （財政安定化基金拠出金の徴収）</p> <p>第24条 各年度において知事が法第81条の2第4項に基づき市町村に対して納付を求める拠出金は、当該拠出金に係る交付金の交付を受けた市町村が負担するものとする。</p> <p>第25条（略） 附 則 1～3（略）</p> <p>4 基金は、平成36年3月31日までの間、市町村に対する持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の円滑な施行のために必要な資金の交付に必要な費用に充てるため、第22条の規定にかかわらず、政令附則第21条に規定するところにより、これを処分することができる。</p>

3 旅館業法施行条例（昭和32年神奈川県条例第64号）新旧対照表

改正	現行
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1～8（略）</p> <p>9 浴室等の管理は、次の基準によること。</p> <p>(1) 原湯（浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）、<u>上がり用湯</u>（洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。）及び<u>上がり用水</u>（洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。）並びに浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）は、規則に定める基準（以下「水質基準」という。）に適合するように水質の管理をすること。</p> <p>(2) 浴槽水は、1年に1回以上、原湯、原水、<u>上がり用湯及び上がり用水</u>は、浴槽水が水質基準に適合しなかつた場合その他必要に応じて、水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。</p> <p>(3) 原湯、原水、<u>上がり用湯及び上がり用水</u>について、施設の使用開始の日前までに水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。ただし、原湯、原水、<u>上がり用湯及び上がり用水</u>が水道法（昭和32年法律第177号）に規定する水道事業の用に供する水道、専用水道又は貯水槽水道から供給される水を使用するものである場合は、この限りでない。</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。ただし、ろ過器を使用している浴槽にあつては、1週間に1回以上、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。</p> <p>(6) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度は、頻繁に測定し、1リットル中<u>0.4ミリグラム以上とすること</u>。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合</u>において、他の適切な衛生措置を行うことを条件として知事が適当と認めるときは、この限りでない。</p>	<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1～8（略）</p> <p>9 浴室等の管理は、次の基準によること。</p> <p>(1) 原湯（浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）、<u>上り用湯</u>（洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。）及び<u>上り用水</u>（洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。）並びに浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）は、規則に定める基準（以下「水質基準」という。）に適合するように水質の管理をすること。</p> <p>(2) 浴槽水は、1年に1回以上、原湯、原水、<u>上り用湯及び上り用水</u>は、浴槽水が水質基準に適合しなかつた場合その他必要に応じて、水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。</p> <p>(3) 原湯、原水、<u>上り用湯及び上り用水</u>について、施設の使用開始の日前までに水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。ただし、原湯、原水、<u>上り用湯及び上り用水</u>が水道法（昭和32年法律第177号）に規定する水道事業の用に供する水道、専用水道又は貯水槽水道から供給される水を使用するものである場合は、この限りでない。</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。ただし、ろ過器を使用している浴槽にあつては、1週間に1回以上、<u>逆洗浄その他の適切な洗浄方法で、ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管（以下「ろ過器等」という。）内の汚れを排出し、ろ過器等の生物膜を適切な消毒方法で除去するとともに、浴槽は、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。</u></p> <p>(6) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度は、頻繁に測定し、1リットル中<u>0.2ミリグラム以上とすること</u>。ただし、<u>原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原湯若しくは原水の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合</u>において、他の適切な衛生措置を行うことを条件として知事が適当と認めるときは、この限りでない。</p>

改 正	現 行
<p><u>ア 原湯又は原水の水素イオン濃度指数又はアンモニア性窒素等の濃度が高く、遊離残留塩素の消毒の効果が期待できないため、この基準を適用することが不適切な場合</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>イ 原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>ウ 他の消毒方法を使用する場合</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(7) ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管等(以下「ろ過器等」という。)を設け、浴槽水を循環させる場合にあつては、次に掲げる措置を講ずること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>ア ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な洗浄方法で洗浄を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部を消毒すること。</u></p>	
<p><u>イ 湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管は、1週間に1回以上、内部の汚れを排出するとともに、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。</u></p>	
<p><u>ウ 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。</u></p>	
<p><u>(8) ろ過器を設けず、加温設備その他浴槽水を循環し、又は貯留する設備と浴槽を配管で接続し、浴槽水を循環させる場合にあつては、これらの設備及び配管にレジオネラ属菌が繁殖しないように定期的に適切な方法で清掃、洗浄又は消毒を行うこと。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(9)・(10) (略)</u></p>	<p><u>(7)・(8) (略)</u></p>
<p><u>(11) 原湯又は上がり用湯を貯留するための槽(以下「貯湯槽」という。)内の原湯又は上がり用湯の温度は、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度(最大使用時にあつては摂氏55度)以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒を行うこと。</u></p>	<p><u>(9) 原湯を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。)内の湯水の温度は、湯の補給口、底部等すべての箇所において摂氏60度(最大使用時にあつては摂氏55度)以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。</u></p>
<p><u>(12) (略)</u></p>	<p><u>(10) (略)</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(11) 集毛器は、毎日清掃すること。</u></p>
<p><u>(13) 浴槽と水位計をつなぐ配管がある場合にあつては、定期的に適切な消毒方法で生物膜を除去すること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(14) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設置している場合にあつては、定期的に清掃及び消毒を行うこと。この場合において、浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに気泡発生装置等の使用を中止し、当該気泡発生装置等及びろ過器等について点検を行い、生物膜を除去する等の適切な衛生措置を講ずること。</u></p>	<p><u>(12) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設置している場合にあつては、浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに気泡発生装置等の使用を中止し、当該気泡発生装置等及びろ過器等の洗浄、消毒等の適切な衛生措置を講ずること。</u></p>
<p><u>(15) 洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓</u></p>	<p><u>(13) 洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓</u></p>

改 正	現 行
<p>へ温水を送るための<u>調節箱</u>は、定期的に<u>清掃及び消毒を行う</u>こと。</p> <p><u>(16) 浴槽からあふれた湯水</u>（以下「<u>オーバーフロー水</u>」という。）又は<u>オーバーフロー回収槽</u>（以下「<u>回収槽</u>」という。）の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、<u>オーバーフロー水を回収する配管</u>（以下「<u>オーバーフロー還水管</u>」という。）及び<u>回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒すること</u>。</p> <p><u>(17)・(18)</u> （略）</p> <p><u>(19) 原湯、原水、上がり用水、上がり用湯及び浴槽水の水質検査記録並びに遊離残留塩素の検査記録は、検査の日の翌日から起算して3年間保管すること</u>。</p> <p>10 基準の適用除外 前項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他知事が公衆衛生上支障がないと認めるものは、同項(2)（浴槽水に係る部分に限る。）、(4)から(7)まで、<u>(9)、(14)、(16)及び(17)に掲げる基準は、適用しない</u>。</p> <p>別表第2（第5条関係） 1～8 （略）</p> <p>9 浴室等は、次の要件を満たすものであること。 (1) （略） <u>(2) 貯湯槽は、次に掲げる構造とすること。</u> ア <u>貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度（最大使用時にあつては摂氏55度）以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒設備を設けること。</u> イ <u>貯湯槽は、完全に排水できる構造とすること。</u> <u>(3) 浴槽における原湯又は原水の注入口は、循環させるための配管等に接続せず、浴槽の水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。</u> <u>(4)～(6)</u> （略） <u>(7) ろ過器等は、完全に排水できる構造とすること。</u> <u>(8) オーバーフロー水又は回収槽の水を浴用に供する構造になつていないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、オーバーフロー還水管を直接循環させるための配管に接続せず、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌</u></p>	<p>へ温水を送るための<u>調整箱</u>は、定期的に<u>清掃すること</u>。</p> <p><u>(14) オーバーフロー回収槽</u>（以下「<u>回収槽</u>」という。）の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒すること。</p> <p><u>(15)・(16)</u> （略）</p> <p><u>(17) 原湯、原水、上り用水、上り用湯及び浴槽水の水質検査記録並びに遊離残留塩素の検査記録は、検査の日の翌日から起算して3年間保管すること</u>。</p> <p>10 基準の適用除外 前項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他知事が公衆衛生上支障がないと認めるものは、同項(2)（浴槽水に係る部分に限る。）、(4)から(7)まで及び<u>(11)から(15)までに掲げる基準は、適用しない</u>。</p> <p>別表第2（第5条関係） 1～8 （略）</p> <p>9 浴室等は、次の要件を満たすものであること。 (1) （略） <u>(2) 貯湯槽内の湯水の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度（最大使用時にあつては摂氏55度）以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒設備を設けること。</u> <u>(新設)</u> <u>(3)～(5)</u> （略） <u>(新設)</u> <u>(6) 回収槽の水を浴用に供する構造になつていないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。</u></p>

改 正	現 行
<p>が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。</p> <p><u>(9) (略)</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>(10) 気泡発生装置等を設置する場合にあつては、連日使用している浴槽水を用いる構造ではないこと。この場合において、気泡発生装置等は、点検、清掃及び排水が容易に行えるものであるとともに、空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造であること。</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p>10 基準の適用除外 前項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他知事が公衆衛生上支障がないと認めるものは、同項(3)から<u>(9)</u>までに掲げる基準は、適用しない。</p> <p>11 (略) 別表第3 (第6条関係) 1～8 (略)</p> <p>9 浴室等は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 貯湯槽は、次に掲げる構造とすること。</u> <u>ア 貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度(最大使用時にあつては摂氏55度)以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒設備を設けること。</u></p> <p><u>イ 貯湯槽は、完全に排水できる構造とすること。</u></p> <p><u>(3) 浴槽における原湯又は原水の注入口は、循環させるための配管等に接続せず、浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。</u></p> <p><u>(4)～(6) (略)</u></p> <p><u>(7) ろ過器等は、完全に排水できる構造とすること。</u></p> <p><u>(8) オーバーフロー水又は回収槽の水を浴用に供する構造になつていないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、オーバーフロー還水管を直接循環させるための配管に接続せず、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。</u></p> <p><u>(9) (略)</u> <u>(削除)</u></p>	<p>(7) (略)</p> <p><u>(8) 気泡発生装置等は、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。</u> <u>(新設)</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>10 基準の適用除外 前項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他知事が公衆衛生上支障がないと認めるものは、同項(3)から<u>(7)</u>までに掲げる基準は、適用しない。</p> <p>11 (略) 別表第3 (第6条関係) 1～8 (略)</p> <p>9 浴室等は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 貯湯槽内の湯水の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度(最大使用時にあつては摂氏55度)以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒設備を設けること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3)～(5) (略)</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>(6) 回収槽の水を浴用に供する構造になつていないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p><u>(8) 気泡発生装置等は、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。</u></p>

改 正	現 行
<p>(10) <u>気泡発生装置等を設置する場合にあつては、連日使用している浴槽水を用いる構造ではないこと。この場合において、気泡発生装置等は、点検、清掃及び排水が容易に行えるものであるとともに、空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造であること。</u></p> <p>(11) (略)</p> <p>10 基準の適用除外 前項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他知事が公衆衛生上支障がないと認めるものは、同項(3)から(9)までに掲げる基準は、適用しない。</p> <p>11 (略)</p> <p>別表第4 (第7条関係) 1～6 (略)</p> <p>7 浴室等は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>貯湯槽は、次に掲げる構造とすること。</u> ア <u>貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度(最大使用時にあつては摂氏55度)以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒設備を設けること。</u> イ <u>貯湯槽は、完全に排水できる構造とすること。</u></p> <p>(3) <u>浴槽における原湯又は原水の注入口は、循環させるための配管等に接続せず、浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>ろ過器等は、完全に排水できる構造とすること。</u></p> <p>(8) <u>オーバーフロー水又は回収槽の水を浴用に供する構造になつていないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、オーバーフロー還水管を直接循環させるための配管に接続せず、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。</u></p> <p>(9) (略) (削除)</p> <p>(10) <u>気泡発生装置等を設置する場合にあつては、連日使用している浴槽水を用いる構造ではないこと。この場合において、気泡発生装置等は、点検、清掃及び排水が容易に行えるものであるとともに、空気取入口から土ぼこり、浴槽</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(9) (略)</p> <p>10 基準の適用除外 前項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他知事が公衆衛生上支障がないと認めるものは、同項(3)から(7)までに掲げる基準は、適用しない。</p> <p>11 (略)</p> <p>別表第4 (第7条関係) 1～6 (略)</p> <p>7 浴室等は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>貯湯槽内の湯水の温度を、湯の補給口、底部等すべての箇所において摂氏60度(最大使用時にあつては摂氏55度)以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒設備を設けること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(3)～(5) (略) (新設)</p> <p>(6) <u>回収槽の水を浴用に供する構造になつていないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>気泡発生装置等は、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。</u> (新設)</p>

改 正	現 行
<p>水等が入らないような構造であること。</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p>8 基準の適用除外 前項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他知事が公衆衛生上支障がないと認めるものは、同項(3)から<u>(9)</u>までに掲げる基準は、適用しない。</p> <p>9 (略)</p>	<p><u>(9)</u> (略)</p> <p>8 基準の適用除外 前項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他知事が公衆衛生上支障がないと認めるものは、同項(3)から<u>(7)</u>までに掲げる基準は、適用しない。</p> <p>9 (略)</p>

4 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例（昭和48年神奈川県条例第4号）
新旧対照表

改正	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 水道水 水道法(昭和32年法律第177号)に規定する<u>水道事業の用に供する水道、専用水道又は貯水槽水道から供給される水</u>をいう。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>上がり用湯</u> 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。</p> <p>(7) <u>上がり用水</u> 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>貯湯槽</u> 原湯又は上がり用湯を貯留するための槽をいう。</p> <p>(衛生措置等の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前2項に規定する公衆浴場以外のその他の公衆浴場に係る衛生措置等の基準は、別表第1に掲げるものとする。ただし、浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴室であつて、知事が公衆衛生上支障がないと認める場合は、同表の1の項(2)(浴槽水に係る部分に限る。)、(4)から(7)まで、(9)、(14)及び(16)並びに同表の2の項(10)から(16)まで及び(18)に掲げる基準は、適用しない。</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <p>1 衛生措置の基準</p> <p>(1) 水道水以外の水を使用した原湯、原水、<u>上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水</u>は、規則に定める基準(以下「水質基準」という。)に適合するように水質の管理をすること。</p> <p>(2) 浴槽水は、1年に1回以上、原湯、原水、<u>上がり用湯及び上がり用水</u>は、浴槽水が水質基準に適合しなかつた場合その他必要に応じて、水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。</p> <p>(3) 原湯、原水、<u>上がり用湯及び上がり用水</u>が水道水以外の場合は、公衆浴場の使用開始の前までに水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。ただし、ろ過器を使用している浴槽にあつては、1週間に1回以上、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 水道水 水道法(昭和32年法律第177号)に規定する<u>給水装置により供給される水</u>をいう。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>上り用湯</u> 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。</p> <p>(7) <u>上り用水</u> 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(衛生措置等の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前2項に規定する公衆浴場以外のその他の公衆浴場に係る衛生措置等の基準は、別表第1に掲げるものとする。ただし、浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴室であつて、知事が公衆衛生上支障がないと認める場合は、同表の1の項(2)(浴槽水に係る部分に限る。)、(4)から(7)まで及び(11)から(14)まで並びに同表の2の項(10)から(14)まで及び(16)に掲げる基準は、適用しない。</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <p>1 衛生措置の基準</p> <p>(1) 水道水以外の水を使用した原湯、原水、<u>上り用湯及び上り用水並びに浴槽水</u>は、規則に定める基準(以下「水質基準」という。)に適合するように水質の管理をすること。</p> <p>(2) 浴槽水は、1年に1回以上、原湯、原水、<u>上り用湯及び上り用水</u>は、浴槽水が水質基準に適合しなかつた場合その他必要に応じて、水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。</p> <p>(3) 原湯、原水、<u>上り用湯及び上り用水</u>が水道水以外の場合は、公衆浴場の使用開始の前までに水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。ただし、ろ過器を使用している浴槽にあつては、1週間に1回以上、<u>逆洗浄その他の適切な清浄方法で、ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管</u>(以</p>

改 正	現 行
<p>(6) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度は、頻繁に測定し、1リットル中<u>0.4ミリグラム以上</u>とすること。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合において、他の適切な衛生措置を行うことを条件として知事が適当と認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>ア <u>原湯又は原水の水素イオン濃度指数又はアンモニア性窒素等の濃度が高く、遊離残留塩素の消毒の効果が期待できないため、この基準を適用することが不適切な場合</u></p> <p>イ <u>原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合</u></p> <p>ウ <u>他の消毒方法を使用する場合</u></p> <p>(7) <u>ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管等（以下「ろ過器等」という。）を設け、浴槽水を循環させる場合にあつては、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>ア <u>ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な洗浄方法で洗浄を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部を消毒すること。</u></p> <p>イ <u>湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管は、1週間に1回以上、内部の汚れを排出するとともに、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。</u></p> <p>ウ <u>集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。</u></p> <p>(8) <u>ろ過器を設けず、加温設備その他浴槽水を循環し、又は貯留する設備と浴槽を配管で接続し、浴槽水を循環させる場合にあつては、これらの設備及び配管にレジオネラ属菌が繁殖しないように定期的に適切な方法で清掃、洗浄又は消毒を行うこと。</u></p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(11) <u>貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度は、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度（最大使用時にあつては摂氏55度）以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒を行うこと。</u></p> <p>(12) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(13) <u>浴槽と水位計をつなぐ配管がある場合に</u></p>	<p><u>下「ろ過器等」という。）内の汚れを排出し、ろ過器等の生物膜を適切な消毒方法で除去するとともに、浴槽は、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。</u></p> <p>(6) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度は、頻繁に測定し、1リットル中<u>0.2ミリグラム以上</u>とすること。ただし、<u>原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原湯若しくは原水の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合において、他の適切な衛生措置を行うことを条件として知事が適当と認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(7)・(8) (略)</u></p> <p>(9) <u>原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）内の湯水の温度は、湯の補給口、底部等すべての箇所において摂氏60度（最大使用時にあつては摂氏55度）以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) 集毛器は、毎日清掃すること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正	現 行
<p><u>つては、定期的に適切な消毒方法で生物膜を除去すること。</u></p> <p>(14) <u>浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置している場合にあつては、定期的に清掃及び消毒を行うこと。</u>この場合において、浴槽水の水質検査の結果、<u>レジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに気泡発生装置等の使用を中止し、当該気泡発生装置等及びろ過器等について点検を行い、生物膜を除去する等の適切な衛生措置を講ずること。</u></p> <p>(15) <u>洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓へ温水を送るための調節箱は、定期的に清掃及び消毒を行うこと。</u></p> <p>(16) <u>浴槽からあふれた湯水（以下「オーバーフロー水」という。）又はオーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあつては、オーバーフロー水を回収する配管（以下「オーバーフロー還水管」という。）及び回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒すること。</u></p> <p>(17)～(19) (略)</p> <p>(20) <u>原湯、原水、上がり用水、上がり用湯及び浴槽水の水質検査記録及び遊離残留塩素の検査記録は、検査の日の翌日から起算して3年間保管すること。</u></p> <p>(21) <u>おおむね7歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、知事が利用形態等から風紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 構造設備の基準</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>浴室の床は、コンクリート、タイル等の耐水性材料を用い、浴用に供した汚水は、屋外の下水溝に完全に排出する構造とすること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>浴槽は、耐水性材料を用い、かつ、入浴者に熱気、熱湯等を直接に接触させない構造とすること。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>貯湯槽は、次に掲げる構造とすること。</u> <u>ア 貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度（最大使用時にあつては摂氏55度）以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難い場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒設備を設け</u></p>	<p>(12) <u>浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置している場合にあつては、浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに気泡発生装置等の使用を中止し、当該気泡発生装置等及びろ過器等の洗浄、消毒等の適切な衛生措置を講ずること。</u></p> <p>(13) <u>洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓へ温水を送るための調整箱は、定期的に清掃すること。</u></p> <p>(14) <u>オーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあつては、回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒すること。</u></p> <p>(15)～(17) (略)</p> <p>(18) <u>原湯、原水、上り用水、上り用湯及び浴槽水の水質検査記録及び遊離残留塩素の検査記録は、検査の日の翌日から起算して3年間保管すること。</u></p> <p>(19) <u>10歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、知事が利用形態から風紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 構造設備の基準</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>浴室の床は、コンクリート、タイル等の耐水材料を用い、浴用に供した汚水は、屋外の下水溝に完全に排出する構造とすること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>浴槽は、耐水材料を用い、かつ、入浴者に熱気、熱湯等を直接に接触させない構造とすること。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>貯湯槽内の湯水の温度を、湯の補給口、底部等すべての箇所において摂氏60度（最大使用時にあつては摂氏55度）以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難い場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒設備を設けること。</u></p>

改 正	現 行
<p><u>ること。</u></p> <p><u>イ 貯湯槽は、完全に排水できる構造とすること。</u></p> <p><u>(10) 浴槽における原湯又は原水の注入口は、循環させるための配管等に接続せず、浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。</u></p> <p><u>(11)～(13) (略)</u></p> <p><u>(14) ろ過器等は、完全に排水できる構造とすること。</u></p> <p><u>(15) オーバーフロー水又は回収槽の水を浴用に供する構造になつていないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、オーバーフロー還水管を直接循環させるための配管に接続せず、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。</u></p> <p><u>(16) (略)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(17) 気泡発生装置等を設置する場合にあつては、連日使用している浴槽水を用いる構造ではないこと。この場合において、気泡発生装置等は、点検、清掃及び排水が容易に行えるものであるとともに、空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造であること。</u></p> <p><u>(18) (略)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(10)～(12) (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(13) 回収槽の水を浴用に供する構造になつていないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。</u></p> <p><u>(14) (略)</u></p> <p><u>(15) 気泡発生装置等は、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(16) (略)</u></p>
<p>別表第2 (第4条関係)</p> <p>1 衛生措置の基準</p> <p><u>(1)～(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 別表第1の1の項(1)、(2) (浴槽水に係る部分を除く。)、(3)、(8)、(10)から(13)まで、(15)及び(17)から(20)までに掲げる基準を有すること。</u></p> <p>2 構造設備の基準</p> <p><u>(1)～(8) (略)</u></p> <p><u>(9) 別表第1の2の項(2)から(9)まで及び(17)に掲げる基準を有すること。</u></p> <p>別表第3 (第4条関係)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 基準の適用除外</p> <p>前2項の基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴室にあつては、別表第1の1の項(2) (浴槽水に係る部分に限る。)、(4)から(7)まで、<u>(9)、(14)及び(16)並びに同表の2の項(10)から(16)まで及び(18)の基準は、適用しない。</u></p>	<p>別表第2 (第4条関係)</p> <p>1 衛生措置の基準</p> <p><u>(1)～(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 別表第1の1の項(1)、(2) (浴槽水に係る部分を除く。)、(3)、(8)から(10)まで及び(15)から(19)までに掲げる基準を有すること。</u></p> <p>2 構造設備の基準</p> <p><u>(1)～(8) (略)</u></p> <p><u>(9) 別表第1の2の項(2)から(9)まで及び(15)に掲げる基準を有すること。</u></p> <p>別表第3 (第4条関係)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 基準の適用除外</p> <p>前2項の基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴室にあつては、別表第1の1の項(2) (浴槽水に係る部分に限る。)、(4)から(7)まで及び<u>(11)から(14)まで並びに同表の2の項(10)から(14)まで及び(16)の基準は、適用しない。</u></p>

5 地方独立行政法人神奈川県立病院機構第三期中期計画 新旧対照表

変 更 後	現 行
<p>第1 (略)</p> <p>第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 質の高い医療の提供 各病院に求められる、高度・専門医療の提供や地域医療の支援等の役割を果たすため、次のとおり、医療の提供や機能の充実強化に取り組む。</p> <p>(1) 足柄上病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県西地域の中核的な総合病院として、引き続き救急医療を提供するほか、高齢化の著しい進展に対応し、県内の総合診療科の取組みをけん引している強みを生かし、地域ニーズに沿った医療の提供を充実させる。 ・ <u>感染症医療や災害時医療、回復期医療、救急医療の充実強化を目的とした再整備に向け、老朽化が進む2号館の建替え等の調査・検討を進め、将来の医療需要を踏まえた医療提供体制の構築を目指す。</u> ・ 内視鏡や人工関節といった専門的分野のセンター化など、医療ニーズが高い部門の強化を図る。 ・ 産科医療や小児科医療について、小田原市立病院と連携しながら、地域のニーズを踏まえた医療等を提供する。 ・ 第二種感染症指定医療機関及びエイズ治療拠点病院として専門的な感染症医療や、新型インフルエンザ等の新たな感染症に対する医療を適切に提供する。 ・ 災害拠点病院及び神奈川DMAT指定病院としての体制を充実強化する。 ・ 臨床研修指定病院として、医師の研修受入れを実施するとともに、他の医療従事者の研修受入れを積極的に実施し、地域の医療従事者の確保につなげる。 ・ 地域包括ケアシステムの推進を支援するため、地域医療支援病院の承認を目指すとともに、地域の医療機関や在宅療養を支援する機関との連携を強化する。 <p>[目標値] (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第3～第10 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 質の高い医療の提供 各病院に求められる、高度・専門医療の提供や地域医療の支援等の役割を果たすため、次のとおり、医療の提供や機能の充実強化に取り組む。</p> <p>(1) 足柄上病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県西地域の中核的な総合病院として、引き続き救急医療を提供するほか、高齢化の著しい進展に対応し、県内の総合診療科の取組みをけん引している強みを生かし、地域ニーズに沿った医療の提供を充実させる。 <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内視鏡や人工関節といった専門的分野のセンター化など、医療ニーズが高い部門の強化を図る。 ・ 産科医療や小児科医療について、小田原市立病院と連携しながら、地域のニーズを踏まえた医療等を提供する。 ・ 第二種感染症指定医療機関及びエイズ治療拠点病院として専門的な感染症医療や、新型インフルエンザ等の新たな感染症に対する医療を適切に提供する。 ・ 災害拠点病院及び神奈川DMAT指定病院としての体制を充実強化する。 ・ 臨床研修指定病院として、医師の研修受入れを実施するとともに、他の医療従事者の研修受入れを積極的に実施し、地域の医療従事者の確保につなげる。 ・ 地域包括ケアシステムの推進を支援するため、地域医療支援病院の承認を目指すとともに、地域の医療機関や在宅療養を支援する機関との連携を強化する。 <p>[目標値] (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第3～第10 (略)</p>